

自治会等向け

補助金・交付金の手引き



- 市民自治組織活動補助金
- 行政連絡業務交付金

白 井 市

目次

市民自治組織活動補助金	2
■補助金趣旨について	2
■補助金概要について	2
市民自治組織活動補助金 補助対象経費チャート	5
■市民自治組織活動補助金の流れ	6
■詳細	6
行政連絡業務交付金	7
■連絡業務	7
■交付金の額と計算方法	7
■交付金の支払い	7
■交付金額算出世帯数	7
■白井市行政連絡業務事務の流れ	8
自治組織活動補助金 申請書類 記入例一覧	9
自治組織活動補助金 概算払請求書 記入例	12
自治組織活動補助金 実績報告書類 記入例一覧	13
自治組織活動補助金 交付請求書 記入例	17
行政連絡業務交付金 申請書書類 記入例一覧	18
自治組織活動補助金・行政連絡業務交付金 Q & A	19
■提出書類について	19
■自治組織活動補助金について	19
■行政連絡業務交付金について	20

パソコンで書類を作成する場合などは、白井市の公式ホームページのサイト内検索で「自治組織活動補助金」または「行政連絡業務交付金」と検索し、書類の様式データをダウンロードしてください。

以下のアクセス手順やQRコードからもダウンロードできます。

自治組織活動補助金

ホーム > くらし・手続き > 住まい・自治会 > 支援・助成
> 市民自治組織活動補助金



行政連絡業務交付金

ホーム > 交流・文化・スポーツ > 市民活動・ボランティア
> 支援・助成 > 行政連絡業務交付金



市民自治組織活動補助金

■補助金趣旨について

市民自治組織の健全な育成を図ることを目的として、市民自治組織が実施する活動に要した経費の一部を自治会等に対して補助するものです。

この補助金は、自治会等の活動費として、自治会等に対して支払われるもので、自治会等長としての個人的な報酬ではありません。

補助金は必ず自治会等の銀行口座に繰り入れ、定例総会などで市民自治組織活動補助金として、市から収入があったことを会員の皆さんに必ず報告してください。

■補助金概要について

- ① 補助対象経費：市民自治組織が実施する活動に要する経費
(※自治会等会員が自ら実施する活動)

ただし、次の経費は補助対象外とする。

- ① 会議に係る食事代及び1人当たり1回につき180円を超える茶菓代
- ② 懇親会費
- ③ 人件費及び賃金
- ④ 交際費及び慶弔費
- ⑤ 会員に対する報酬、謝礼等
- ⑥ 市民自治組織が所有する資産等に係る経費
- ⑦ 別に補助を受けている団体に対する補助金等
- ⑧ 他の制度により市からの補助等の収入がある経費
- ⑨ 政治・宗教活動に係る経費
- ⑩ その他市長が自己資金で支出することが適当と認める経費

- ② 補助金額・限度額

<上限額> 4月1日現在の会員世帯数×850円

※ 市民自治組織会員世帯数報告書（記入例：10ページ）に記載した4月1日現在の会員世帯数です。

年度途中に会員世帯数が増減した場合であっても変更はありません。

注)補助金実績報告書の提出の際（翌年1月中旬以降）の補助対象経費を確認する資料として、〔領収書〕の保管をお願いします。

領収書については、実績報告時に持参していただき、その場で確認いたします。

なお、一部の自治会等については実績報告時に提出をお願いします。

補助対象とならない経費例

①会議に係る食事代及び1人当たり1回につき180円を超える茶菓代

会議での茶菓代は180円までは補助対象ですが180円を超える額は補助対象外となります。

②懇親会費

一部の会員のみが参加する活動に係る飲食費

※活動の一部で、飲食（酒類購入費は除く）をする場合は補助対象となります。（例：夏祭り・餅つき大会・レクリエーション大会・クリスマス大会・スポーツ大会の経費等）

③人件費、賃金

市民自治組織で臨時雇いをした場合の人件費・賃金など

④交際費、慶弔費

近隣自治会等・学校等の会費・交際費、会員等に対する慶弔費（例：入・卒業祝い、祝電、敬老祝い等の祝い金や記念品など）

⑤会員に対する報酬、謝礼等

自治会等長、役員等への報酬、通信費、謝礼品など

⑥市民自治組織が所有する資産等に係る経費

土地や集会所などの維持管理費（光熱水費・電話料金・火災保険料など）・集会所設置の設備（エアコン・冷蔵庫・ガステーブルなど）

⑦別に市から補助を受けている団体に対する補助金等

別に補助金等を受けている団体やサークル等への補助金（高齢者クラブ、社会福祉協議会、消防団など）

⑧他の制度により市からの補助等の収入がある経費

防犯灯助成金を受けた経費・街区公園等管理委託を受けた経費など

⑨政治・宗教活動に係る経費

神社など神社等に奉納する会費や玉串料・お札代など

⑩その他市長が自己資金で支出することが適当と認める経費

寄付金・募金・義援金など

※領収書で確認できない支出は、原則として補助対象外となります。但し、交通費等、領収書が発行されない支出は、任意様式により、自治会等長の証明（署名・捺印）がある場合に限り認めます。

なお、交通費については、目的地までの経路がわかる書類を添付してください。

【例】公共交通機関の場合・・・目的地までの最低運賃

自家用車の場合・・・目的地までの最短距離で1キロ20円として対象

■補助対象経費・補助対象外経費の区分例

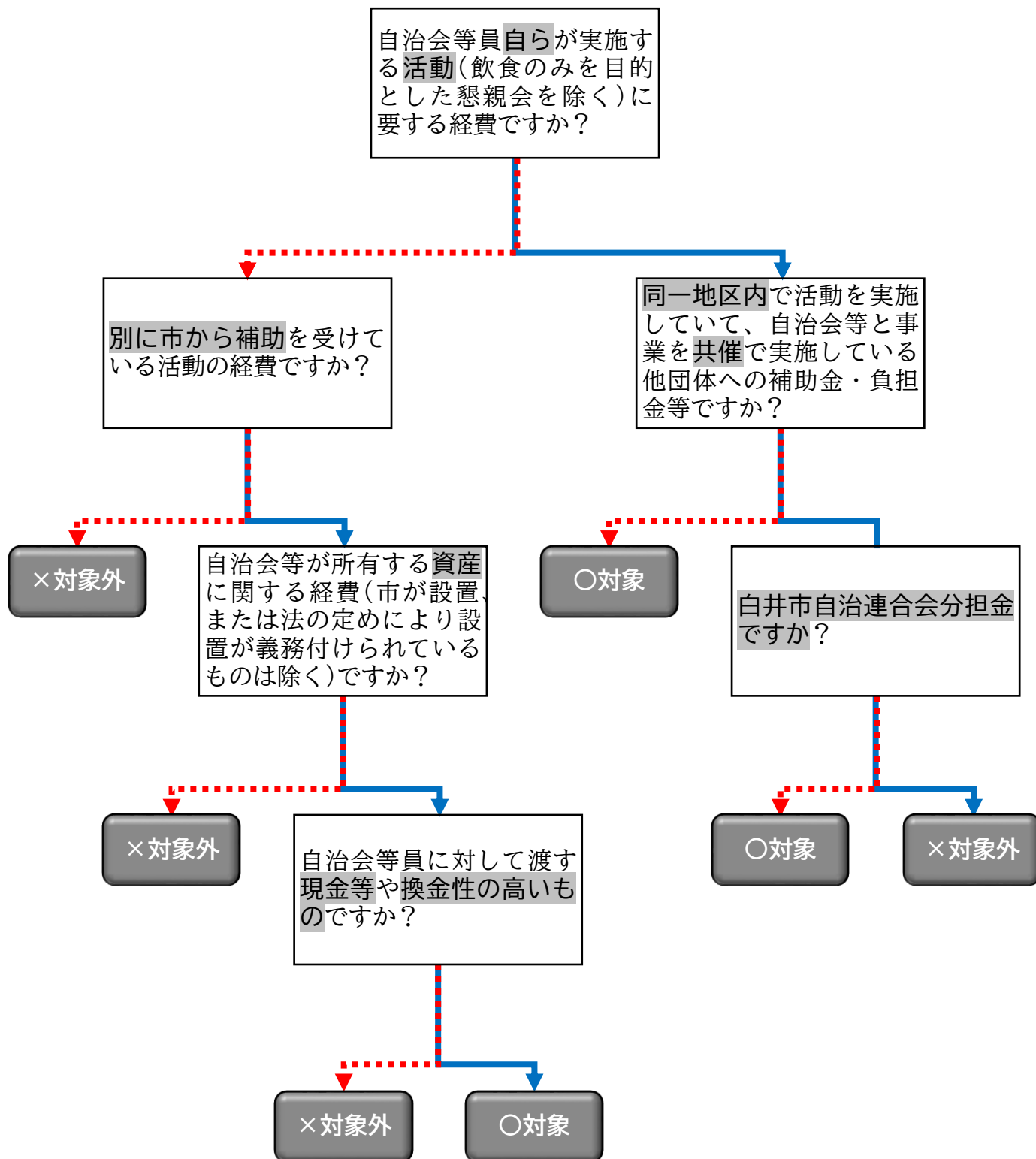
〔原則〕 ●自治会等会員が自ら企画・実施する活動に係る経費であること

●他制度の補助や活動に対しての対価を受けていないこと

●集会所等に常に設置する備品や資産でないこと

区分	補助対象経費 ○	補助対象外経費 ×
事務 消耗品 費	事務に係る経費及び消耗品費 例) 印刷・コピー代、インク代、コピー用紙ポ スター用紙・ボールペン購入費など	
会議費	役員会などの会議に係る経費 例) 補助上限額(1人1回180円)茶菓代、 施設使用料など	会議に係る食事代 例) 弁当代など 会議に係る1人1回につき180円を超える茶菓代
事業・ 行事費	事業や行事等に係る経費 例) 原材料費・行事保険費など 会員の親睦を深める行事に係る経費 例) 夏祭り・餅つき大会・クリスマス会の経 費、バスチャーター代、パークチケット 代、販売・景品・原材料となる酒類など 地域の年中行事 例) 御歩射など	他の制度の補助を受けている経費 一部の会員のみが参加する活動に係る飲 食費 例) 役員のための懇親会など 酒類の購入 ※販売・景品・原材料は除く 会員に対する謝礼 行事終了後の反省会に要する経費 自治組織等が主催でない祭礼など 換金性の高いものに係る経費 例) 商品券、金券など ※抽選会等の景品としての購入は除く
防災 活動費	防災活動などの経費 例) 防災訓練時の非常食購入費、救急訓練に 使用するAEDのレンタル費など 市や法の定めにより設置が義務付けられている 設備に係る経費 例) 防災無線・防火水槽地代、消火器・火災 報知機設置費など	他制度の補助を受けている経費 例) 防災資機材の交付など 防災用品の備蓄に係る経費 ※防災訓練などの活動時に使用・啓発す るための物品は除く
防犯 活動費	防犯活動に係る経費 例) 防犯パトロール時の腕章・ベスト・誘導 灯購入費、防犯灯の修繕に係る経費など	他制度の補助を受けている経費
環境 活動費	定期的な地区内・ゴミ集積所の清掃など環境 活動に係る経費 例) 除草剤購入費、刈払機の燃料代など	対価を受けている活動に要する経費 例) 公園管理など補助金を得ている活動 業者等に委託した環境活動の経費 自治会等の資産となる経費 例) ゴミ集積所に常設するボックスなど
広報 活動費	広報活動に係る経費 例) 定期的に発行している自治会等会報誌の 印刷代など	
備品 購入費	活動に使用する備品購入に係る経費 例) イベント等で使用するイス・テーブル・ テント・発電機・ラジカセ、車いす、台 車などの活動用備品	自治会等の資産となる経費 例) エアコン・テレビ・冷蔵庫・ガステ ーブル・電子レンジ・パソコン・プリン ター・靴箱・ロッカー等購入費、設置・ 修繕工事に係る経費など
その他	他団体等への補助金・負担金等の支出 例) 子ども会・自主防災組織・他団体と協働 で実施する単年度内の実行委員会 <u>※他団体が下記①、②要件を満たしているこ と</u> ①同一地区内で活動を実施している ②自治会等と事業を共催で実施している 自治連合会に係る分担金 例) 白井市自治連合会分担金、白井市自治連 合会視察分担金 ※自治会支部活動に係るものは除く	市が補助を実施している団体への補助 金・負担金 例) 高齢者クラブ・消防団・まちづくり 協議会など 政治・宗教等を目的とする団体への補助 義援金・寄付金 団体等の会費 私道等の工事費 自治会館の火災保険費 ●●小学校区分担金 祝電の費用

市民自治組織活動補助金 補助対象経費チャート



注意！ 領収書で確認できない支出は原則として対象外です。
領収書が発行されない支出は任意様式により、自治会等長の証明（署名・捺印）がある場合に限り認めます。

■市民自治組織活動補助金の流れ

	原則 実績報告後に補助金振込	例外 活動前に補助金振込
4月～翌年3月	①活動の実施	
6月中旬	②交付申請の様式等必要書類送付	
6月中旬 ～7月末	③交付申請 ※申請時、4月1日現在の自治組織会員世帯数が分かる名簿を確認	
市に提出後 約1カ月以内	④交付決定通知書送付	
6月中旬 ～7月末		⑤概算払い請求
請求から 約1カ月以内		⑥補助金の上限額を振込
1月中旬	⑦実績報告の様式等必要書類送付	
翌年1月中旬 ～3月	⑧実績報告 ※報告時、活動で使われた購入品・購入日が分かる領収書等を確認	
報告から 約1カ月以内	⑨交付確定通知書送付	
翌年1月中旬 ～3月	⑩交付請求	
請求から 約1カ月以内	⑪補助金の交付請求額を振込	⑫補助金の上限額を使わなかった場合は、差額を返金

※表の塗りつぶし部分が自治会等に行っていただく部分です

■詳細

①活動の実施【4月～翌年3月】

自治会等の会計年度に係らず、4月1日から翌年3月31日までに支出した補助対象経費が対象です。

②交付申請の様式等必要書類送付【6月中旬】

市から各自治会等長にメール又は郵送で依頼します。

③交付申請【6月中旬～7月末】 ※申請書類 記入例一覧：9～11 ページ

②で送付した書類と名簿（確認のみ）を市へ提出します。

④交付決定通知書送付【市に提出後約1カ月以内】

申請いただいた内容を基に、交付決定通知書を各自治会等長へ送付します。

⑤概算払い請求【6月中旬～7月末】 ※概算払請求書 記入例：12 ページ

自己資金がなく活動に影響がある自治会等については、市に概算払い請求を行います。

⑥補助金の上限額を振込【概算払い請求から約1カ月以内】

自治会等の口座に補助金をお振込みします。

⑦実績報告の様式等必要書類送付【翌年1月中旬】

市から各自治会等長にメール又は郵送で依頼します。

⑧実績報告【翌年1月中旬～3月】 ※実績報告書類 記入例一覧：13～16 ページ

⑦で送付した書類と、補助対象経費の領収書等（一部自治会を除き確認のみ）を市へ提出します。

⑨交付確定通知書送付【市に提出後約1カ月以内】

申請いただいた内容を基に、交付確定通知書を各自治会等長へ送付します。

⑩交付請求【翌年1月中旬～3月】 ※交付請求書 記入例：17 ページ

交付確定額と同額を市に請求します。

⑪補助金の交付請求額を振込【請求から約1カ月以内】

自治会等の口座に補助金をお振込みします。

⑫補助金の上限額を使わなかった場合は、差額を返金

補助対象経費が⑥でお振込みした額を下回った場合は、差額を市に返金します。

行政連絡業務交付金

市政の円滑な推進と住民福祉の向上を図ることを目的として、次の連絡業務を自治会等に依頼しています。

■連絡業務

- ①配布・回覧物等の配布、回覧、掲示
- ②簡易な調査や報告の協力
- ③その他

各種補助金等の申請等、自治組織と市との連絡調整、その他市政発展、自治組織の活性化等、住民福祉の向上に必要なこと。

■交付金の額と計算方法

自治組織へ発送した回数に応じた額＋世帯数×100円

配布・回覧発送回数	額
1回以上5回未満	5,000円
5回以上9回未満	10,000円
9回以上	15,000円

■交付金の支払い

- ①交付金の支払い先は、自治会等の名義の口座、または自治会等が指定する（自治会等長、会計等）口座をご指定ください。

行政連絡業務受諾書 記入例：18ページ

- ②交付金は4月から3月までの間に市が自治組織に発送した回数を確認の上、3月下旬にお振込みさせていただきます。

■交付金額算出世帯数

- ①この世帯数は、自治会等の加入世帯数でなく、配布・回覧を行っている、または行うことが決定している世帯数とします。（自治会等未加入世帯の配布・回覧を行っている、または行うことが決定していれば算出世帯数とします。）

- ②前項の世帯数の報告は、4月から5月頃に自治会等長届出時に報告を求めます。

※交付金は、毎年4月1日、連絡業務を行うことが可能な世帯数を基準とします。

以降の増減は対象としません。

※自治組織未設置地区については、市ホームページへの情報提供等で対応します。

交付金算出式

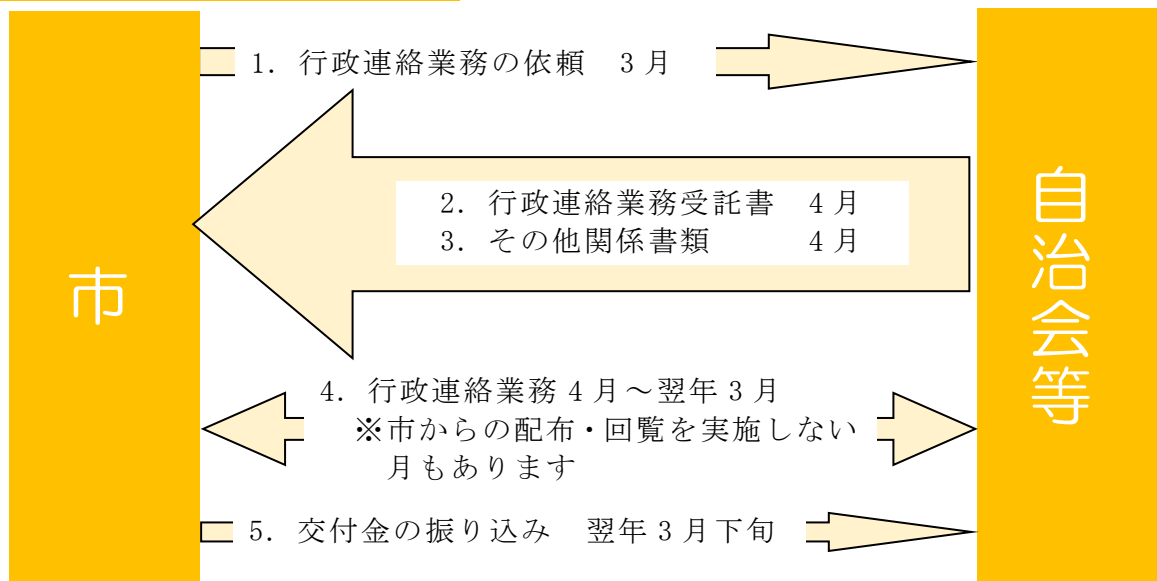
【例1】34世帯で12回発送の場合

$$15,000 \text{ 円（基本割）} + 34 \text{（世帯数）} \times 100 \text{ 円（世帯割）} = 18,400 \text{ 円}$$

【例2】1,250世帯で6回発送の場合

$$10,000 \text{ 円（基本割）} + 1,250 \text{（世帯数）} \times 100 \text{ 円（世帯割）} = 135,000 \text{ 円}$$

■白井市行政連絡業務事務の流れ



※行政連絡業務交付金 申請書類 記入例：18 ページ

自治組織活動補助金 申請書類 記入例一覧

2号様式（第6条関係）

白井市市民自治組織活動補助金交付申請書

令和●年○月○○日

（あて先）白井市長

地域団体名 ○○自治会
代表者住所 白井市復1123番地
代表者氏名 白井 なし坊

白井市市民自治組織活動補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり白井市市民自治組織活動補助金の交付を申請します。

記

- 1 4月1日現在の市民自治組織の会員世帯数 74世帯
2 申請金額 62,900円
(4月1日現在の会員世帯数×850円)

3 添付書類

- (1) 市民自治組織会員世帯数報告書
(2) 令和●年度市民自治組織活動計画書

4月1日現在の資料を
ご持参ください。

総会資料の写し等、独自様式でも
提出可能です。

市 民 自 治 組 織 会 員 世 帯 数 報 告 書

令和●年○月○○日

(あて先) 白 井 市 長

地域団体名	○○自治会
代表者住所	白井市復1 1 2 3 番地
代表者氏名	白井 なし坊

令和●年4月1日現在の会員世帯数は、下記のとおり相違ないことを報告します。

記

令和●年4月1日現在の会員世帯数 7 4 世帯

**必ず、名簿をご持参ください。
確認のうえ返却します。**

注 意

- ※ 令和●年4月1日現在の会員世帯数が分かる資料(会員名簿等)をご持参ください。
各資料等は確認後、返却します。
- ※ 上記確認用の資料は、補助金の算定基準となります。
上記資料については、再度確認する場合があるので、大切に保管してください。

市民活動支援課 確認欄

令和●年度 市民自治組織活動計画書

自治会等名：○○自治会

実 施 日	行 事 名	場 所	備 考
4月○日	役員会	集会所	
5月○日	ごみゼロ運動	自治会地区全域	
6月○日	役員会	集会所	
8月○日	夏祭り	集会所前広場	
8月○日	総会資料の写し等、独自様式でも 提出可能です。		
9月○日			
10月○日	ソフトボール大会	運動公園	
10月○日	役員会	集会所	
12月○日	役員会	集会所	
1月○日	餅つき大会	集会所前広場	
2月○日	役員会	集会所	

※市民自治組織が独自に作成している活動計画書がある場合は、この様式に関係なく、独自の活動計画書を提出してください。

自治組織活動補助金 概算払請求書 記入例

この用紙は会費等の自己資金が乏しく、活動を計画的かつ円滑に行うことができない自治会等のみご提出ください。

第9号様式（第14条関係）

日付は記入しないでください。

白井市市民自治組織活動補助金概算払請求書

令和●年 月 日

（あて先）白井市長

地域団体名 ○○自治会
代表者住所 白井市復1123番地
代表者氏名 白井 なし坊

日付・指令番号は記入しないでください。

令和●年 月 日付け白井市市活指令第 号の で交付決定のあった白井市市民自治組織活動補助金を、白井市市民自治組織活動補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

なお、本年度の組織活動費に充てるため、概算払いをお願いします。

記

補助金概算払請求額 金62,900円

申請書の申請金額と同額をご記入ください。
（850円×4月1日現在の会員世帯数）

概算払い理由

当団体は4月から活動を開始しているが、当初は、会費等の自己資金が乏しく、活動を計画的かつ円滑に行うことができないため。

自治組織活動補助金 実績報告書類 記入例一覧

第6号様式（第10条関係）

白井市市民自治組織活動補助金実績報告書

令和●年○月○○日

（あて先）白井市長

交付決定を受けた年度の自治会等長の
氏名・住所をご記入ください。

地域団体名 ○○自治会
代表者住所 白井市復1123番地
氏名 白井 なし坊

不明な場合は記入せずご持参ください。

令和○年○月○○日付け白井市市活指令第○○号の○○で補助金の交付決定のあった自治組織の活動について、事業が終了したので白井市市民自治組織活動補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の交付決定額

62,900円

2. 添付書類

- (1) 市民自治組織活動補助金決算書
- (2) 市民自治組織活動報告書

交付決定済みの補助金額
4月1日時点の自治会世帯数×850円

令和●年度市民自治組織活動補助金決算書

地域団体名： ○○自治会

《収入の部》

交付決定済みの補助金額

単位：円

区 分	補助対象経費	内 容
市民自治組織活動補助金	(A) 62,900	74 世帯×850円

《歳出の部》

単位：円

区 分	補助対象経費	内 容
1、事務・消耗品費	1,930	ファイル、コピー代他
2、会議費（役員会等）	6,000	4/○、6/○、8/○、10/○、 12/○、2/○
3、事業・行事費		
①餅つき大会	8,844	1/○ 参加者○○名
②		
③		
④		
⑤		
4、防災活動費	11,900	防災訓練（AEDレンタル費） 9/○ 参加者○○名
5、防犯活動費	1,100	防犯パトロール（腕章作成等） 週2日 20時～21時
6、環境活動費	5,300	自治会で作成したチラシ（印刷代等） 軍手購入費
7、広報活動費	2,000	広報誌（紙、印刷代等） 6月から隔月発行
8、備品購入費	6,067	イベント時の荷物運搬用台車
9、その他		
①自治連合会負担金	3,000	
②		
③		
④		
⑤		
合 計	(B) 46,141	

交付決定済みの補助金額

(A) 補助金交付決定額 62,900 円

(B) 補助対象経費合計 46,141 円

(C) 補助金交付確定額 46,141 円

上記の (B) 額
この金額と領収書の総額を
一致させてください。

(あて先) 白 井 市 長

会 計 監 査 報 告

令和●年度白井市市民自治組織活動補助金収支決算書について、関係諸帳簿等により監査した結果、適正なものと認められることを報告します。

令和●年○月○○日

地域団体名は統一した名称でご記入ください。

地域団体名

○○自治会

監査役住所

白井市 復 1 1 4 8 番地の 8

監査役氏名

白井 かおり

注意！

※監査役氏名欄には、自治会等の代表者とは異なる方をご記入ください。

実施日	行事名	場所	参加人数
4月○日	役員会	集会所	8人
5月○日	ごみゼロ運動	自治会地区全域	○○人
6月○日	役員会	集会所	8人
8月○日	夏祭り	集会所前広場	○○人
8月○日	役員会	集会所	8人
9月○日	総会資料の写し等、独自様式でも提出可能です。		
10月○日			
10月○日	ソフトボール大会	運動公園	○○人
10月○日	役員会	集会所	8人
12月○日	役員会	集会所	8人
1月○日	餅つき大会	集会所前広場	○○人
2月○日	役員会	集会所	8人

※活動報告書を独自に作成している場合は、本様式の代わりに、独自の様式の活動報告書を提出しても問題ありません。

自治組織活動補助金 交付請求書 記入例

この用紙は概算払い請求していない自治会等のみご提出ください。

第8号様式（第12条関係）

日付は記入しないでください。

白井市市民自治組織活動補助金交付請求書

（あて先）白井市長

交付決定を受けた年度の自治会等長の
氏名・住所をご記入ください。

令和●年 月 日

地域団体名
代表者住所
代表者氏名

〇〇自治会
白井市復1123番地
白井 なし坊

日付・指令番号は記入しないでください。

令和 年 月 日付け白井市市活指令第 号の で交付確定のあった白井市
市民自治組織活動補助金を、白井市市民自治組織活動補助金交付要綱第12条の規定によ
り、下記のとおり請求します。

記

補助金交付確定額

補助金請求額

金 46,141 円

行政連絡業務交付金 申請書書類 記入例一覧

第1号様式（第4条第1項・第2項、第7条第1項関係）

行政連絡業務受諾書

当自治組織は、市政の円滑な推進と住民福祉の向上に協力することを目的とし、「白井市行政連絡業務に関する要綱」に基づき、 年度の行政連絡業務を受諾します。

（宛先）白井市長

令和●年4月1日

自治組織	名称	〇〇自治会								
	代表者名	しろい なしぼう								
行政連絡 送付先 ※代表者 以外の場合 は記入	氏名	白井 かおり								
	住所	〒270-1422 白井市復 1148-8								
	日中連絡先	047-492-1121 ※電話番号又はメール								
配布数	加入 世帯	164	部	未加入 世帯	11	部	追加数	3	部	
回覧数	班数等	10	部	追加数	3	令和7年4月1日時点の世帯数をご記載ください。				
備考欄	回覧物はAブロック、Bブロックに分けて送付願います（別紙参照）。									
交付金等 振込口座	金融機関	白井	銀行 農協 信用金庫 郵便局	店名	白井	本店 支店 出張所				
	預金種別			口座番号						
	☒ 普通預金 ☐ 当座預金			1	2	3	4	5	6	7
	(フリガナ)		マルマルジチカイ カイチョウ シロイナシボウ							
	口座名義人		〇〇自治会 会長 白井なし坊							

お振込みができなくなるため、正確な記入をお願いします。

■提出書類について

Q 補助金・交付金の申請等に必要な提出書類は市役所から送付されますか？

A 市役所の市民活動支援課から自治組織の代表者に、郵送またはメールで送付します。書類の送付時期につきましては、本手引きの 6 ページや 8 ページをご確認ください。

■自治組織活動補助金について

Q 自治組織活動補助金は、資産に係る経費が対象外ですが、資産を購入するための他の補助制度はありますか？

A 自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ活動に必要な設備等の整備に対して助成を行う、コミュニティ助成事業があります。助成金は制度上、必ずしも採択されるとは限りません。また、申請を希望する自治会等が多数の場合は、市の評価基準により選考します。詳細については、市公式ホームページをご確認いただくか、市民活動支援課までお問い合わせください。

市公式 HP



Q 自治会が加入している保険は、自治組織活動補助金の補助対象経費ですか？

A 行事保険は対象となりますが、自治会館の火災保険等、資産に関する保険は対象外となります。

※白井市では、市民活動中に生じた事故、損害などを補償する「市民活動総合補償制度」を導入しています。申し込みや登録などの事前手続きは不要で、掛け金は市が負担しています。詳細は市公式ホームページをご確認いただくか、市民活動支援課までお問い合わせください。

市公式 HP



Q A E D（自動体外式除細動器）は自治組織活動補助金の補助対象経費ですか？

A 自治会等で救命講習等の活動を行い、使用する機会があれば補助対象です。ただし、維持管理費は補助対象外経費です。

また、レンタルの場合であっても、毎年、自治会等で救命講習等の活動を行うのであれば、補助対象とします。

なお、参考として、地域でA E Dを設置したい場合、条件を満たすことで、無料でA E D付き自動販売機を設置してもらえる会社もあります。

■行政連絡業務交付金について

Q 学校や警察等、市役所以外からの配布・回覧も行政連絡業務交付金の算出基準の「配布・回覧発送回数」に含まれますか？

A 市役所以外からの配布・回覧は対象になりません。市役所から第二金曜日に実施している配布・回覧のみが対象となります。

Q 行政連絡業務交付金の算出基準となる「配布・回覧発送回数」を確認するにはどうしたらいいですか？

A 白井市公式ホームページの「令和●年度 配布・回覧物一覧」に掲載されている「令和●年●月配布回覧物・一覧表(PDF ファイル)」をご確認いただくか、市民活動支援課までお問い合わせください。

例．令和5年4月14日（金曜日）配布・回覧 ホームページ

市公式 HP



令和5年4月14日（金曜日）

令和5年4月14日（金曜日）についての配布・回覧物は以下のとおりです。

[令和5年4月配布・回覧物一覧表\(PDFファイル:185.2KB\)](#)

（この一覧表は、各地域ごとにどの配布・回覧物が届いているか記載したものです。一覧表の配布・回覧物を表す数字は、下の表に対応しています。）

問合せ先・書類提出先

白井市 市民環境経済部 市民活動支援課

住 所：〒270－1492

白井市復1123番地

電 話：047－401－4078

FAX：047－491－3551

メー ル：shiminkatsudou@city.shiroi.chiba.jp